

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2022年10月28日
【事業年度】	第39期（自 2021年8月1日 至 2022年7月31日）
【会社名】	ティーライフ株式会社
【英訳名】	T e a L i f e C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西上 節也
【本店の所在の場所】	静岡県島田市牛尾118番地
【電話番号】	0547-46-3459（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画部長 児島 正雄
【最寄りの連絡場所】	静岡県島田市牛尾118番地
【電話番号】	0547-46-3459（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画部長 児島 正雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2018年7月	2019年7月	2020年7月	2021年7月	2022年7月
売上高 (百万円)	7,289	9,286	10,577	11,719	12,737
経常利益 (百万円)	470	355	525	924	800
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	423	242	420	704	566
包括利益 (百万円)	427	240	419	700	583
純資産額 (百万円)	4,470	4,596	4,930	5,460	5,791
総資産額 (百万円)	6,006	6,229	7,756	8,307	8,274
1株当たり純資産額 (円)	1,051.79	1,081.47	1,160.07	1,284.93	1,362.78
1株当たり当期純利益 (円)	99.56	56.96	99.03	165.81	133.40
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	74.4	73.8	63.6	65.7	70.0
自己資本利益率 (%)	9.8	5.3	8.8	13.6	10.1
株価収益率 (倍)	13.11	15.37	9.91	8.46	10.11
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	429	341	847	964	380
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	563	228	1,137	121	296
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	219	354	638	349	438
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	1,818	1,582	1,925	2,646	2,313
従業員数 (人)	149	173	177	165	165
(外、平均臨時雇用者数)	(30)	(65)	(68)	(68)	(84)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 従業員数は、就業員数であります。なお、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を除いております。)の年間の平均人員を()外数で記載しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2018年7月	2019年7月	2020年7月	2021年7月	2022年7月
売上高 (百万円)	5,328	4,882	4,683	4,571	4,197
経常利益 (百万円)	513	215	176	386	168
当期純利益 (百万円)	400	111	185	306	148
資本金 (百万円)	356	356	356	356	356
発行済株式総数 (千株)	4,250	4,250	4,250	4,250	4,250
純資産額 (百万円)	4,526	4,517	4,573	4,712	4,617
総資産額 (百万円)	5,861	5,678	6,714	6,744	6,320
1株当たり純資産額 (円)	1,065.10	1,063.07	1,076.15	1,108.83	1,086.39
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	34.00 (17.00)	20.00 (10.00)	30.00 (10.00)	51.00 (20.00)	52.00 (26.00)
1株当たり当期純利益 (円)	94.15	26.17	43.70	72.19	34.87
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	77.2	79.6	68.1	69.9	73.0
自己資本利益率 (%)	9.1	2.5	4.1	6.6	3.2
株価収益率 (倍)	13.87	33.47	22.47	19.44	38.71
配当性向 (%)	36.1	76.4	68.6	70.6	149.1
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	108 (21)	101 (49)	104 (57)	99 (56)	93 (67)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	83.5 (110.6)	57.9 (101.1)	66.4 (99.2)	95.9 (128.7)	95.8 (134.5)
最高株価 (円)	1,619	1,325	1,259	1,658	1,644
最低株価 (円)	1,156	801	722	1,000	1,133

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 従業員数は、就業員数(当社から社外への出向者を除いております。)であります。なお、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を除いております。)の年間の平均人員を()外数で記載しております。
3. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日までは東京証券取引所(市場第一部)におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所(スタンダード市場)におけるものであります。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	事項
1983年 8月	緑茶のティーバッグ加工と通信販売を目的として静岡県榛原郡金谷町（現 島田市）金谷河原132番地の14にティーライフ株式会社を設立（資本金200万円）
1985年 3月	ティーバッグ加工の拡大のため、静岡県榛原郡金谷町（現 島田市）横岡578番地の1に加工工場を設置し、本社を移転
1987年12月	通信販売部門を分離し、静岡県榛原郡金谷町（現 島田市）牛尾118番地に株式会社植田茶園（植田伸司75%、ティーライフ株式会社25%出資）を設立（資本金300万円）
1990年 2月	株式会社植田茶園を株式会社ウエダに商号変更
1990年 8月	三角型ティーバッグ包装機を導入し、ティーバッグ受託加工を専門化
1992年 8月	株式会社ウエダを解散し、ティーライフ株式会社へ事業統一
2000年 4月	I S O14001を認証取得
2001年 8月	業務拡大に伴い、事務所、出荷センター、倉庫を静岡県榛原郡金谷町（現 島田市）牛尾118番地に設置、本社を移転
2002年 5月	ティーバッグ受託加工業を廃止
2003年 1月	インターネットでの通信販売を開始
2003年 9月	J A D M A（社団法人日本通信販売協会）入会
2007年 4月	プライバシーマーク認証取得
2012年 3月	大阪証券取引所 J A S D A Q市場（スタンダード）に株式を上場
2012年11月	株式会社アベックス（群馬県高崎市）の全株式を取得し子会社化
2013年 7月	大阪証券取引所と東京証券取引所の市場統合に伴い、東京証券取引所 J A S D A Q市場（スタンダード）に株式を上場
2013年11月	コラムジャパン株式会社（東京都千代田区）の全株式を取得し子会社化
2014年 7月	東京証券取引所市場第二部に市場変更
2014年 8月	株式会社ダイカイ（愛知県名古屋市）の全株式を取得し子会社化
2015年 8月	ティーライフ株式会社袋井センター（静岡県袋井市）稼働
2016年10月	東京証券取引所市場第一部に指定
2017年 3月	提來福股份有限公司（台湾台北市）を設立
2017年 8月	コラムジャパン株式会社を吸収合併し、法人事業部を新設
2018年 8月	株式会社 L i f e i t（東京都目黒区）の全株式を取得し子会社化
2018年11月	特萊芙（上海）貿易有限公司（中国上海市）を設立
2019年 8月	ティーライフ株式会社法人事業部が営む卸売事業を子会社の株式会社ダイカイに会社分割
2019年 9月	ティーライフ株式会社掛川センター（静岡県掛川市）稼働
2020年 7月	ウィッグ事業を開始
2020年10月	医療用ウィッグ「n a t u w i g M E D I C（ナチュウィッグメディック）」販売開始
2021年 5月	ティーライフ株式会社本社（静岡県島田市）に撮影スタジオを設置
2021年12月	提來福股份有限公司（台湾台北市）の清算結了
2022年 4月	東京証券取引所スタンダード市場へ移行
2022年 5月	ティーライフ株式会社名古屋センター（愛知県名古屋市）稼働

3【事業の内容】

当社グループは、当社と連結子会社（株式会社アベックス・株式会社ダイカイ・株式会社Lifeit・特萊芙（上海）貿易有限公司）の5社で構成されており、主軸となる通信販売による小売事業のほか、通信販売会社・小売店等への卸売事業、自社不動産を利用した不動産賃貸や出荷受託等のプロパティ事業を展開しております。当社グループの各事業間において、一部、取扱商品や販売チャネルの共有をしております。なお、2020年4月に解散を決議し清算手続き中であった提來福股份有限公司につきましては、2021年12月に清算終了したため、重要な子会社から除外いたしました。また、特萊芙（上海）貿易有限公司については、2021年8月に増資を行い、資本金が増加しております。

なお、次の3つの事業区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

「小売事業」

（当社）

当社は、株式保有により連結子会社を統括するとともに、主に自社企画した健康茶、健康食品、化粧品をカタログ、インターネット等を通じ、個人消費者に通信販売を行う小売事業を営んでおります。「いつまでも健康・いつまでもキレイ」をコンセプトに、健康及び美容関連商品を中心とした商品を開発しており、特に、製造業で培った製造加工のノウハウを活かし、原料調達や製造工程を含めた商品企画により独自性が高い商品の企画力を強みとしております。

（株式会社Lifeit）

株式会社Lifeitは、主にベビー用品、キッズ家具、インテリア・ペット雑貨、ガーデン用品等お客様のライフスタイル、ライフステージ、趣味にフォーカスした多彩な商品をインターネットにより、個人消費者に通信販売を行う小売事業を営んでおります。大手ショッピングサイトにカテゴリー別のセレクトショップを出店し、催事やライブイベントに合わせて企画・販売しております。

（特萊芙（上海）貿易有限公司）

特萊芙（上海）貿易有限公司は、当社商品を中国国内にて販売するための営業支援を行っております。

「卸売事業」

（株式会社アベックス）

株式会社アベックスは、ヘルスケア商品、生活雑貨、寝具、化粧品等を国内外のメーカーから仕入れ、主にテレビショッピングやカタログ販売などを展開する通信販売会社に販売する卸売事業を営んでおります。「オンリーワン」をコンセプトに、ワンランク上の商品構成を特徴とするほか、テレビショッピングを展開する通信販売会社に対しては、商品開発から販売方法までのプロデュースを実施し、カタログ通信販売会社には、客層や掲載時期にあわせた商品の提案を行うといった企画力が強みとなっております。

（株式会社ダイカイ）

株式会社ダイカイは、独自のキャラクター雑貨や天然素材の生活雑貨等の企画、輸入、販売を行う卸売事業を営んでおります。1971年の創業以来、中国から継続的に仕入を行ってきた実績があり、中国の商習慣を熟知しているとともに、現地仕入先とは強い信頼関係が構築されているほか、国内には小売店を中心に多くの販売先を有しております。

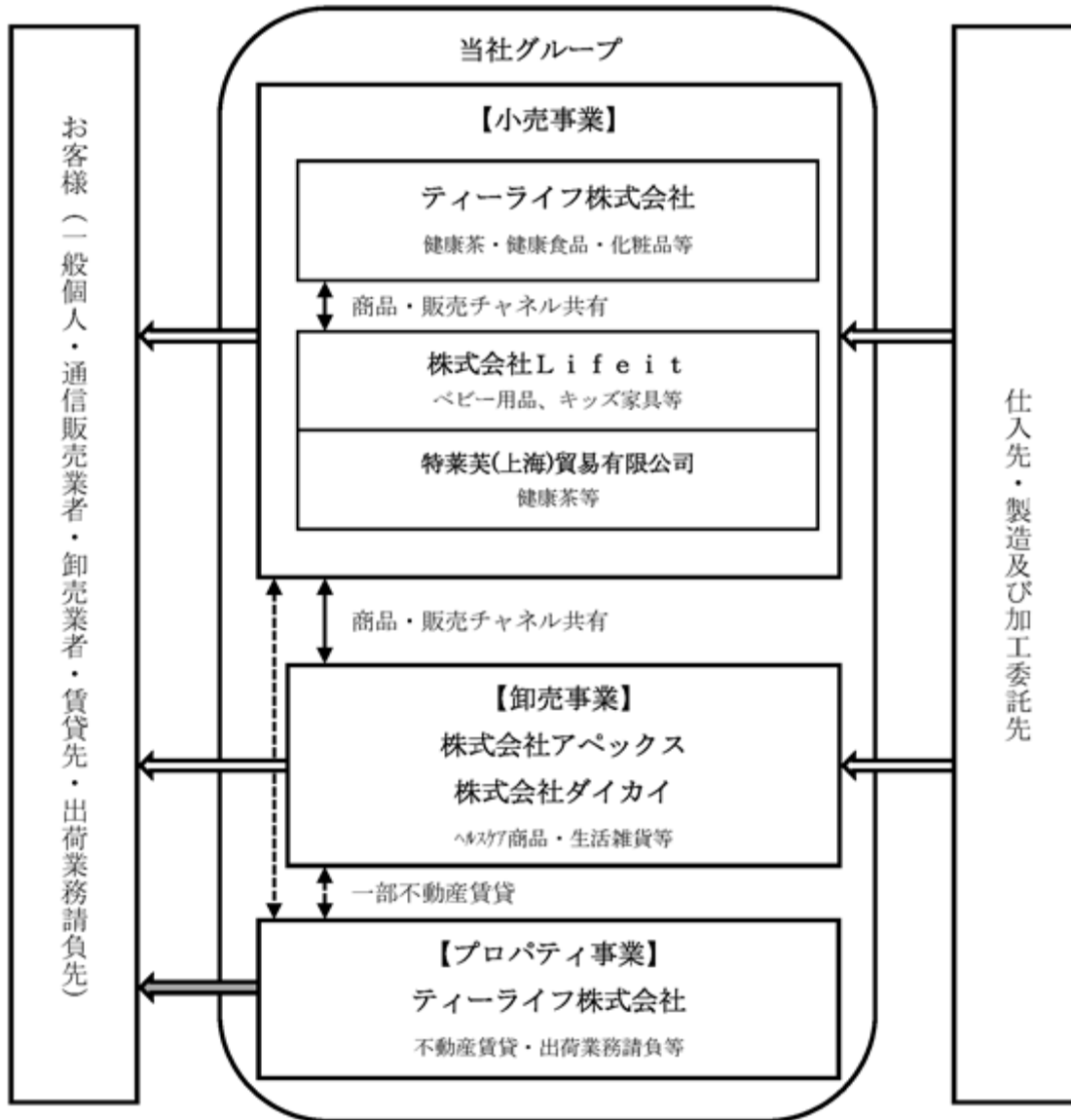
「プロパティ事業」

（当社）

当社は、当社が所有する不動産を活用した不動産賃貸や、出荷業務の請負等のプロパティ事業を展開しております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



(注) ← : 製品・商品・原料等の動きを示しております。

⇄ : 不動産賃貸又は出荷業務請負を示しております。

(注) 1. 上記の事業系統図は当連結会計年度末現在における事業系統の状況を記載しております。

2. 提來福股份有限公司は、2020年4月に解散、2021年12月清算終了したため、事業系統図から除外しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社アベックス (注)3.4	群馬県高崎市	40	卸売事業	100	役員の兼任あり 資金の援助
(連結子会社) 株式会社ダイカイ	静岡県掛川市	10	卸売事業	100	役員の兼任あり 資金の援助
(連結子会社) 株式会社Lifeit (注)3.4	東京都目黒区	80	小売事業	100	役員の兼任あり 資金の援助
(連結子会社) 特萊芙(上海)貿易有限公司 (注)2.3	中国上海市	300 万中国元	小売事業	100	役員の兼任あり 資金の援助

(注)1.「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2.特萊芙(上海)貿易有限公司については、2021年8月に増資を行い、資本金が増加しております。

3.株式会社アベックス、株式会社Lifeit及び特萊芙(上海)貿易有限公司は、特定子会社に該当して
 おります。

4.株式会社アベックス及び株式会社Lifeitは、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の
 連結売上高に占める割合が10%を超えております。

(株式会社アベックス)

主要な損益情報等 (1)売上高 6,284百万円
 (2)経常利益 687百万円
 (3)当期純利益 453百万円
 (4)純資産額 1,352百万円
 (5)総資産額 1,938百万円

(株式会社Lifeit)

主要な損益情報等 (1)売上高 2,069百万円
 (2)経常利益 81百万円
 (3)当期純利益 92百万円
 (4)純資産額 402百万円
 (5)総資産額 603百万円

5.提來福股份有限公司は、2021年12月に清算終了したため、連結子会社から除外しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
小売事業	120	(55)
卸売事業	42	(10)
プロパティ事業	3	(19)
合計	165	(84)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を除いており
 ます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2022年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
93 (67)	37.4	11.0	4,785

(注) 1. 従業員数は就業員数(当社から社外への出向者を除いております。)であり、臨時雇用者数(パートタイ
 マーを含み、人材会社からの派遣社員を除いております。)は、年間の平均人員を()外数で記載して
 おります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは「1.嘘をつかず、謙虚に、明るく社会的責任を果たします。2.通信販売に良き改革を与え続け、お客様に、より質の高い商品やサービスを提供します。3.どのような経済環境の変化にも対応できる「自ら進化していく組織」を作ります。」を経営理念とし、社会と共に成長する企業を目指しております。また、当社グループは、「よろこんでもらえる喜び」を事業活動の原動力とし、当社グループが運営する事業を通じて、お客様の豊かで潤いのある生活をサポートしていくことを使命としております。

(2) 中期的な会社の経営戦略

当社グループは、更なる躍進による成長と長期的な企業価値向上を目指し、「進化するウェルネス&ライフサポート企業」という将来のビジョンのもと、「Reborn!2025」をスローガンとした2023年7月期から2025年7月期までの中期経営計画を策定いたしました。

新型コロナウイルス感染症の流行長期化のほか、ロシアのウクライナ侵攻等で大きく変動する世界情勢のなかでも、消費者により良い商品やサービスが提供できる企業として、長期的な成長に向け、差別化戦略の推進、長期的な成長に向けた投資、強固な経営基盤の構築を大きな方針として取り組み、3期目の2025年7月期には連結売上高150億円を目指してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、収益性を重視した事業運営とともに、獲得した利益について既存事業への成長投資やM&A等への投下による経営資源の最適な配分により、長期的かつ持続可能な経営に取り組んでいます。当社グループにおける経営上の目標の達成状況を判断するうえでの客観的な指標は、売上高の達成のほか、経常利益率、ROEであり、中期経営計画において各年度で経営環境や各事業の状況に合わせた目標値を設定し、その達成に努めてまいります。

中期経営計画の初年度である2023年7月期の目標値については、以下のとおりであります。

指標	2023年7月期
売上高	12,718百万円
経常利益率	6.7%
ROE	9～10%

(4) 経営環境

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大等による影響が続くなか、政府や経済界でのウィズコロナ政策等により経済活動再開に意欲的な反面、ロシアウクライナ情勢の長期化や物価高の継続により、消費回復には時間がかかると見込まれ、厳しい状況が続くと予想されます。

小売・卸売業界におきましては、好調であったEC販売においてコロナ特需の落ち着きが見られるものの、リベンジ消費等新たな消費喚起が明暗を分けると見込まれ、プレイヤーが増えた中での生き残り競争激化が想定されます。また、不動産賃貸業界においては、消費回復を受け、流通量の増加による倉庫及び出荷代行請負の需要拡大が見込まれます。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、中期的な経営戦略を推進するために、以下の課題に優先的に取り組み、持続可能な成長を目指してまいります。

差別化戦略の推進

消費環境の変化や急成長するEC市場の競争に対応するため、販売手法のデジタルシフトはもちろんのこと、より独自性の高い商品、高付加価値商品の研究・開発をはじめ、参加型イベントの実施等でお客様との関係性を深めるファンマーケティングの推進により、よりお客様に求められる企業となるための差別化戦略を推進してまいります。

将来の成長に向けた挑戦

日々変動する世界情勢のなか、海外戦略の立て直しを図るため、中国への販売手法の見直しを図るとともに、円安を背景に、有力な消費市場であるアメリカへの販路開拓を推進いたします。また、プロパティ事業においては、各センターの賃貸営業を強化し、満床維持に努めるとともに、袋井センターに導入した自動化設備による生産性向上に注力し、3PL事業の収益力改善を図ります。あわせて、グループ力を高める戦略的なM&Aにより、持続的な成長の実現を目指します。

強固な経営基盤の構築

グループ間でのバックオフィス、情報システム、物流・営業拠点、販路の共有等の推進によりシナジー創出に努め、グループ経営資源の最適化を図り、より強固な経営基盤の構築を図ります。また、成長とともに社会に貢献する企業を目指し、コンプライアンスの徹底に加え、SDGsへの取り組みも一層強化し、社会からの要請及びステークホルダーの期待に応えられるよう努めてまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合には迅速に対応し、その影響の低減に努めるとともに、不測の事態が発生した場合に備え、的確な情報開示を実施しうる体制の構築に取り組んでまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、全てのリスクを網羅的に記述したものではありません。

景気や個人消費の動向によるリスク

当社グループは、国内市場に依存する割合が高く、当社グループの業績は国内の景気や個人消費の動向等の経済環境に大きく左右されます。日本国内における少子高齢化や消費者の購買行動の変化、また、足下の新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、これらが悪化した場合には、エンドユーザー数の減少や客単価の低下による売上減少、また、不動産賃貸先の業績悪化による賃料減額要請や、解約による賃貸物件の稼働率低下等が想定され、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、消費動向に合わせた販売方法や商品開発に努めるとともに、事業の多角化等により、影響を低減又は回避するよう努めております。

競争激化に関するリスク

当社グループの小売事業は通信販売を主体としておりますが、コロナ禍における外出自粛等により店舗販売から通信販売、特に、インターネットによる通信販売にシフトする企業も増加傾向にあり、大手企業から個人事業主に至るまで通信販売事業への新規参入が相次いでおり、今後一層競争が激化した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、主力となる商品の大半は自社で開発し、サービスにおいても他社との差別化を特徴としており、影響を低減又は回避するよう努めております。

広告宣伝費について

当社グループの小売事業は通信販売を主体としており、主にカタログの配布先やインターネットの閲覧者である顧客からの注文により事業が成り立っております。無店舗販売という性質上、当該顧客の確保が事業の生命線であるため、顧客開拓や販売促進を目的とした広告宣伝に係る支出が多額となっております。今後、広告料金や紙の高騰や宣伝効率の悪化等により広告宣伝費が増加した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、広告媒体の選別や広告表現のブラッシュアップによる顧客開拓の効率化や、カタログからデジタルシフトを進めることによる広告宣伝費の削減等により、影響を低減又は回避するよう努めております。

生産国の状況変化によるリスク

当社グループの営業収入のうち重要な部分を占める製品の原材料は、中国で生産されているため、中国における政治情勢や経済状況の変化等、予期せぬ事象により、原材料製造や品質管理体制に問題が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、仕入先との商品供給に係る基本契約の締結や定期的な訪問又はコンタクトにより関係強化及び状況把握に努めるとともに、万が一に備えての他の仕入先候補に関する情報収集に努めております。

天候のリスク

当社グループの営業収入のうち、重要な部分を占める製品の原材料は、茶葉・黒豆・蒲公英根（たんぽぽ根）・高麗人参等の農産物であるため、天候による影響を受ける可能性があります。異常気象など天候不良による不作が生じた場合には、必要量の不足に伴う販売機会ロスや仕入価格の上昇が想定されるため、天候不良が当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、新商品の開発や事業の多角化等によるリスク分散により、影響を低減又は回避するよう努めております。

商品の品質管理について

当社グループは、食品、医薬品、化粧品、雑貨、家具等様々な商品を販売しております。当該商品について何らかの理由で基準を満たさない商品が顧客に販売され、当該商品に不具合が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、商品の安全性確保のため、国や地方自治体の定める条例や関連法規を遵守するとともに、品質検査や適法検査等について独自の基準に基づく検品や、商品クレームが発生した場合の対応及び改善を徹底するなど、品質管理体制を整備しております。

返品・交換について

当社グループの小売事業においては、商品到着後30日以内であれば、お客様にお買上げいただいた商品の返品・交換を受け付けております。そのため、恒常的に返品・交換が発生しておりますが、現状、その数は僅少であり、大勢に影響はありません。しかしながら、何らかの理由により見込みを大幅に超えて返品・交換が発生するような場合には、返送品の処理、代替商品の配送等、追加的な費用が発生するため、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、返品・交換が最小限に抑えられるよう、受注及び出荷ミスの軽減、商品品質の維持、お客様対応の品質向上に取り組んでおります。

法規制によるリスク

当社グループは、健康茶、健康食品、医薬品、化粧品、雑貨、家具等の小売事業及び卸売事業、並びに不動産賃貸等を営むプロパティ事業を行っております。当該事業を営業するうえで関連する多様な法的規制を受けております。法的規制に抵触した場合、又は改正等に伴い法的規制が強化された場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、内部統制及びコンプライアンス管理体制を整備・構築し、法令遵守の徹底に努めております。

個人情報保護関連

当社グループの小売事業では、個人情報のストックビジネスである通信販売を行っており、取扱う個人情報量も多く、「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報取扱事業者該当しております。何らかの理由により、当社グループの保有する個人情報が漏洩した場合には、当社グループの信用の失墜に繋がるとともに、事後対応等に関するコストの増加等、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、プライバシーマーク認証取得や、外部からの不正アクセス及びウイルス感染の防御等の対策を講じる等により、個人情報保護措置及び適正利用に努めております。

システムリスク

当社グループの小売事業では、顧客情報、受注情報、役員及び従業員の個人情報並びに取引先等に係る法人情報等、業務に係る情報をシステム管理しており、業務のほぼすべてにおいてコンピュータ処理がなされております。しかしながら、大災害の発生、ウイルス感染、サイバーテロ等により、大規模なシステム障害やインターネットに障害が発生した場合には、各種業務が滞り、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、システムの安定稼働の維持に努めるとともに、重要データのバックアップ体制を構築する等の策を講じております。

自然災害等による影響

当社グループ及び業務委託先近隣において、万が一、大規模地震等の自然災害が起こった場合、社屋、倉庫、製造設備のほか各インフラに被害が生じた場合には、受注処理や出荷業務等の営業活動の停止、保有不動産の損壊による損失等、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、自然災害等による業務への影響を最小限にするために、主要ネットワークシステムの多重化（本社サーバ・委託先サーバ）を実施するとともに、特に震災のリスクの高い静岡県に所在する当社社屋においては、「静岡県建築構造設計指針・同解説」による新耐震診断判定基準に対応した耐震対策の実施・保守管理の徹底、防災マニュアルの整備等の対策を講じております。

為替変動リスク

当社グループの卸売事業では、外貨による輸入取引を行っております。急激な為替変動が生じた場合等において、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

為替変動による仕入価格の変動に関しては、為替予約等によるリスクヘッジや、仕入価格の動向を勘案して販売価格を改定する等の策を講じております。

不動産市況の変動

当社グループのプロパティ事業については、景気動向に変動が生じた場合、地価、不動産市況が影響を受けやすいことから、不動産価値の下落、賃料の低下、空室率の上昇等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、月次の業績管理による状況把握を行い、即時対策を講じる体制としているとともに、事業の多角化によりリスク分散を図っております。

M & Aにおけるリスク

当社グループは、今後の事業規模の拡大、収益源の多様化を進めるにあたり、M & Aを重要な戦略の一つとして認識しており、積極的に活用していく方針であります。M & Aにあたっては、対象会社の業績や財務内容、契約関係を外部機関によるデューデリジェンスにより詳細に調査するとともに、当社グループとの相乗効果を十分に考慮し慎重に進めてまいります。買収後、想定外のリスクが顕在化した場合や、当初期待した効果が得られず、戦略目的が達成できない場合において、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、グループ戦略の共有やシナジーの創出に取り組み、投資効果の最大化に努めるとともに、業績の状況を把握し、必要な対策が講じられる体制整備に努めております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

当社グループは、当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。この結果、前年同期比較は基準の異なる算定方法に基づいた数値を用いております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（会計方針の変更）」をご参照ください。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に収束の傾向が見えず、経済活動の停滞が長期化しております。また、ロシアのウクライナ侵攻等の影響による国際的な原料価格高騰や、円安進行による物価上昇の影響により、個人消費も生活防衛意識の高まりから低迷が続いております。一方でウィズコロナの新生活様式の定着、感染拡大抑制策を目指す政府の施策により、一部正常化へ変化の兆しも見られるものの、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

小売・卸売業界におきましては、コロナ禍での生活様式の中で各種在宅利用可能なチャネルが定着する一方、実店舗販売は、時短営業や外出自粛等の影響を大きく受ける期間もあり、業態により明暗が分かれ、出口を模索する状況が続いております。通信販売業界におきましては、EC（電子商取引）や宅配サービスを中心に好調に推移した一方、参入企業の増加による競合他社との競争激化が進行しております。

このような経営環境のなか、当社グループ（当社及び連結子会社）は安定的かつ継続的な成長と企業価値の向上を目指し、「進化するウェルネス&ライフサポート企業」を将来のビジョンとし、「Reborn!」をスローガンとした中期経営計画の達成に向け、各事業の拡大及び利益確保に注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は次のとおりとなりました。

a. 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は8,274百万円（前連結会計年度末比33百万円減）、負債合計は2,482百万円（同364百万円減）、純資産合計は、5,791百万円（同330百万円増）となりました。

b. 経営成績

当連結会計年度における売上高は12,737百万円（前年同期比8.7%増）、営業利益は808百万円（同10.3%減）、経常利益は800百万円（同13.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は566百万円（同19.5%減）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。なお、売上高については、セグメント間取引の調整後の数値であり、セグメント利益又は損失については、セグメント間取引の調整前の数値であります。

小売事業の売上高は5,503百万円（同14.0%減）、セグメント損失は85百万円（前年同期は205百万円の利益）となりました。

卸売事業の売上高は6,648百万円（同38.4%増）、セグメント利益は686百万円（同52.4%増）となりました。

プロパティ事業の売上高は585百万円（同13.7%増）、セグメント利益は197百万円（同14.8%減）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べ332百万円減少し、2,313百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、380百万円（前年同期比60.6%減）となりました。

これは、主に法人税等の支払額378百万円、未払金の減少額100百万円があったものの、税金等調整前当期純利益817百万円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、296百万円（前年同期は121百万円の獲得）となりました。

これは、主にその他の支出138百万円、有形固定資産の取得による支出125百万円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、438百万円（前年同期比25.3%増）となりました。

これは、配当金の支払額242百万円、長期借入金の返済による支出195百万円があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)	前年同期比(%)
小売事業 (百万円)	259	68.0
合計 (百万円)	259	68.0

(注) 1. 金額は、製造原価によっております。

2. 卸売事業及びプロパティ事業は、生産活動を行っておりませんので、記載しておりません。

b. 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)	前年同期比(%)
小売事業 (百万円)	1,984	94.0
卸売事業 (百万円)	5,294	146.3
合計 (百万円)	7,278	127.0

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2. プロパティ事業は、商品仕入活動を行っておりませんので、記載しておりません。

c. 受注実績

当社グループは、カタログやインターネット等を通じて一般消費者に健康茶、健康食品、化粧品等を販売する「小売事業」及び主にテレビショッピングやカタログ販売を行う通信販売会社や小売店等に生活雑貨や食品等を販売する「卸売事業」を主たる事業として行っておりますが、受注から商品発送までのリードタイムは極めて短いものであるため、受注実績の記載は行っておりません。また、「プロパティ事業」については、該当事項はありません。

d. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)	前年同期比(%)
小売事業 (百万円)	5,503	86.0
卸売事業 (百万円)	6,648	138.4
プロパティ事業 (百万円)	585	113.7
合計 (百万円)	12,737	108.7

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)		当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
株式会社QVCジャパン	4,003	34.2	5,887	46.2

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態

(資産)

当連結会計年度末の資産合計は、8,274百万円（前連結会計年度末比33百万円減）となりました。

流動資産の減少（同195百万円減）は、主にその他が114百万円増加したものの、現金及び預金が341百万円減少したことによるものであります。

固定資産の増加（同161百万円増）は、主に投資その他の資産のその他が137百万円、機械装置及び運搬具（純額）が72百万円増加したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末の負債合計は、2,482百万円（前連結会計年度末比364百万円減）となりました。

流動負債の減少（同216百万円減）は、主に未払金が102百万円、その他が53百万円、未払法人税等が52百万円減少したことによるものであります。

固定負債の減少（同148百万円減）は、主に長期借入金が196百万円減少したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産合計は、5,791百万円（前連結会計年度末比330百万円増）となり、この結果、自己資本比率は70.0%となりました。

純資産の増加は、主に利益剰余金が314百万円増加したことによるものであります。

b. 経営成績

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、主に卸売事業及びプロパティ事業の好調により12,737百万円（前年同期比8.7%増）となりました。

(売上総利益)

当連結会計年度の売上総利益は、4,948百万円（同9.0%減）となり、売上高総利益率は38.8%（同7.5ポイント減）となりました。

売上原価は、主に卸売事業の売上高構成比が高まったことにより増加となりました。

(営業利益)

当連結会計年度の営業利益は808百万円（同10.3%減）となり、売上高営業利益率は6.4%（同1.3ポイント減）となりました。

販売費及び一般管理費は、主にグループ内にて物流業務の合理化を進めたことにより減少となりました。

(経常利益)

当連結会計年度の経常利益は800百万円（同13.4%減）となり、売上高経常利益率は6.3%（同1.6ポイント減）となりました。

営業外収益の為替差益が減少となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は566百万円（同19.5%減）となり、売上高当期純利益率は4.5%（同1.6ポイント減）となりました。

前連結会計年度にて計上した特別利益の保険解約返戻金は、当連結会計年度ではその計上はありませんでした。

c. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は、小売事業において、顧客開拓の効率悪化やEC販売の競争激化により苦戦したものの、卸売事業において、テレビショッピングでの放映回数の増加により販売が伸長したほか、プロパティ事業において、袋井センター及び掛川センターの賃貸稼働率向上及びグループ物流の統合や他社出荷業務受託の拡大により、賃貸収入が増加いたしました。しかしながら、物流合理化のための物流機器導入やグループ物流統合に係る初期対応費用がかさみました。その結果、増収減益となりました。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、前述の「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

d. 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の達成状況

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおりであります。

当連結会計年度において、売上高は12,737百万円（前年同期比8.7%増）となり、経常利益率は6.3%となりました。中期経営計画の過程において目標とする経営指標のうち、売上高は達成できたものの、経常利益率は1.8ポイント下回りました。要因としては、前述「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

c. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容」に記載のとおりであります。今後におきましては、導入した物流合理化機器の効果の最大化による業務効率の改善や、小売事業の収益性改善に注力し、各目標指標を上回ることができるよう取り組んでまいります。

e. セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(小売事業)

小売事業では、「メタ褒め茶プラス」等の機能性表示食品や静岡県産茶ノ実油配合の化粧品「hugm（ハグム）」シリーズを中心に新商品の拡販を実施するとともに、スマホアプリの利用促進、LINE機能を活用した利便性改善、ECモールのギフト販促強化により、デジタルシフトを推進しました。しかしながら顧客開拓の効率悪化により顧客数が伸び悩み、売上、利益面でも苦戦しました。海外販売では、販売活動において中国（上海）ロックダウンによる制限を受けた結果、厳しい業績となりました。

この結果、売上高は5,503百万円（前年同期比14.0%減）、セグメント損失は85百万円（前期は205百万円の利益）となりました。

セグメント資産は、前連結会計年度末に比べ504百万円減少し、3,217百万円となりました。

(卸売事業)

卸売事業におきましては、テレビショッピングにおける主力商品のサプリメント等の健康美容関連商品の販売において放映回数を増やせたこと等により好調に推移し、売上拡大に貢献しました。店舗への販売においては、海外仕入商品の入荷遅延、感染症対策での外出自粛や営業活動の制限の影響はあったものの客足の戻りが見られ、回復基調で推移いたしました。

この結果、売上高は6,648百万円（前年同期比38.4%増）、セグメント利益は686百万円（同52.4%増）となりました。

セグメント資産は、前連結会計年度末に比べ417百万円増加し、2,115百万円となりました。

(プロパティ事業)

プロパティ事業におきましては、袋井センター及び掛川センターにおける賃貸エリアの拡大や設備メンテナンスによる賃貸稼働率の向上、グループ企業の物流集約や他社出荷業務の受託量拡大に取り組み、売上が伸長いたしました。一方で、業務効率化のための物流機器導入等、設備投資に伴う初期対応のコスト増が利益を圧迫しました。

また、新たな収益物件として、2022年5月に愛知県名古屋市守山区に「ティーライフ名古屋センター」を開設し、売上拡大に取り組みました。

この結果、売上高は585百万円（前年同期比13.7%増）、セグメント利益は197百万円（同14.8%減）となりました。

セグメント資産は、前連結会計年度末に比べ131百万円増加し、2,479百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報
 (キャッシュ・フローの状況)

当社グループは、全国の一般消費者に対し、直接あるいは通信販売業や小売業等を営んでいる取引先を通じて商品を販売しており、安定的に売上金の回収を行っております。商品在庫を適正水準に維持するなど必要運転資金の増加を抑え、キャッシュ・フローの安定的な確保に努めております。

なお、キャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(資本の財源及び資金の流動性)

当社グループの資金需要の主なものは、小売事業及び卸売事業における、商品仕入、委託製造のための原材料の購入及び外注加工賃などの製造費や広告宣伝費・荷造運搬費などの運転資金並びにシステム投資、プロパティ事業における設備維持費及び新たな不動産取得等の設備投資であり、営業活動により獲得した資金及び金融機関からの借入によりまかなわれております。

重要な会計上の見積り及び見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成されております。その作成にあたっては、当連結会計年度末における資産、負債の報告数値、並びに報告期間における収益、費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行う必要があります。当社グループの経営陣は、連結財務諸表作成の基礎となる見積り、判断及び仮定を、過去の実績等を勘案して合理的と判断される入手可能な情報により継続的に検証し、意思決定を行っております。しかしながら、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、連結財務諸表作成のための重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載されているとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

当社は、有限会社ナチュラルアート、新光貿易株式会社及び雲南中茶茶業有限公司との4社間においてプーアール茶原料の安定供給について、下記の契約を締結しております。

契約先	所在地	契約の内容	契約年月
有限会社ナチュラルアート 新光貿易株式会社 雲南中茶茶業有限公司	横浜市 横浜市 中国雲南省	「商品供給基本契約書」 プーアール茶原料の生産、品質管理及び供給体制に関する基本契約	契約締結日：2014年1月1日 契約期間は、2014年1月1日より1年間、以後1年ごとの自動更新

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中に実施しました当社グループの設備投資の総額（無形固定資産を含めております。）は159百万円であります。その主なものは、小売事業に係る物流合理化のための設備投資105百万円であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。
 提出会社

2022年7月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	年間 賃借料 (百万円)	帳簿価額					従業 員数 (人)	
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	ソフト ウェア (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
本社 (静岡県島田市)	小売事業	総括事業 施設	-	92	0	114 (3,279.40)	28	11	247	73 (15)
袋井センター (静岡県袋井市)	小売事業 プロパティ事業	物流倉庫	-	286	84	1,354 (57,994.64)	3	19	1,749	20 (52)
掛川センター (静岡県掛川市)	プロパティ事業	物流倉庫	-	296	12	960 (106,759.27)	-	-	1,269	- (-)
名古屋センター (名古屋市守山区)	プロパティ事業	物流倉庫 (賃借)	295	-	-	-	-	-	-	- (-)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。
 2. 袋井センター及び掛川センターには、賃貸中の土地、建物を含んでおります。
 3. 従業員数は就業員数（当社から社外への出向者を除いております。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を除いております。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して計画を策定しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,000,000
計	14,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2022年7月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年10月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,250,000	4,250,000	東京証券取引所 スタンダード市場	完全議決権株式であり、権利関係に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、1単元株式数は100株であります。
計	4,250,000	4,250,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2012年3月5日 (注)	750,000	4,250,000	176	356	176	326

(注) 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 510円
 引受価額 471円
 資本組入額 235.50円
 払込金総額 353百万円

(5) 【所有者別状況】

2022年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	8	20	43	19	9	7,834	7,933	-
所有株式数(単元)	-	2,758	586	15,297	704	24	23,031	42,400	10,000
所有株式数の割合(%)	-	6.51	1.38	36.08	1.66	0.06	54.32	100	-

(注) 自己株式159株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に59株含まれております。なお、株主名簿記載上の自己株式数と、2022年7月31日現在の実質的な所有株式数は一致しております。

(6) 【大株主の状況】

2022年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社N & K	静岡県島田市横岡新田38-1	1,416,700	33.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	196,800	4.63
植田 佳代子	静岡県島田市	125,000	2.94
山田 壽雄	静岡県静岡市駿河区	99,500	2.34
ティーライフ従業員持株会	静岡県島田市牛尾118	76,750	1.80
浅井 伸祐	静岡県静岡市清水区	70,400	1.65
植田 翔子	東京都品川区	70,000	1.64
植田 元気	静岡県島田市	70,000	1.64
若杉 精三郎	大分県別府市	60,000	1.41
日本生命保険相互会社	東京都千代田区	36,000	0.84
計	-	2,221,150	52.26

(注) 発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

2022年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,239,900	42,399	完全議決権株式であり、権利関係に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、1単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 10,000	-	-
発行済株式総数	4,250,000	-	-
総株主の議決権	-	42,399	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式59株が含まれております。

【自己株式等】

2022年7月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ティーライフ株式会社	静岡県島田市牛尾1 18	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注)当期間における取得自己株式には、2022年10月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移 転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	159	-	159	-

(注) 当期間における「保有自己株式数」には、2022年10月1日から本有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題と位置づけており、企業体質の強化及び今後の事業拡大のための内部留保の充実を勘案しつつ、連結配当性向30%を目途に、每期安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当連結会計年度の配当につきましては、当初計画のとおり1株当たり52円(うち中間配当26円)を実施することを決定いたしました。

なお、内部留保金につきましては、今後の業界の競争激化に対抗しうる高付加価値商品の研究・開発、DX改革の推進への対応のほか、事業拡大のための不動産購入、M&Aなど、将来の企業価値を高めるための投資資金として、適切に活用してまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

また、当社は連結配当規制適用会社であります。

(2022年7月期の剰余金の配当の決議内容)

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2022年3月4日 取締役会決議	110	26.00
2022年10月28日 定時株主総会決議	110	26.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性及び透明性の確保と継続的な企業価値の向上を経営課題とし、その実現に向け、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実が最重要であると認識しております。この考え方のもと、法令遵守の徹底、内部牽制機能の強化を通じて、経営の健全化及び透明性の確保に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社を採用し、株主総会、取締役会、監査等委員会、経営会議、内部監査室といった機関を適切に機能させるとともに、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、役員の指名及び報酬等に係る決定プロセスのガバナンスの強化を図り、経営の透明性、公平性、適法性を確保した企業統治体制を構築しております。そのほか、コンプライアンスや重要な法的判断については、弁護士と顧問契約を締結しており、随時相談・確認できる体制を整備しております。

a．取締役会

当社の取締役会は、提出日現在8名（うち社外取締役2名）で構成され、経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行状況を監督しております。また、取締役会規程に則り、毎月1回を原則とし、必要に応じ随時、臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定をしております。

b．監査等委員会

当社の監査等委員会は、提出日現在3名（常勤取締役1名、社外取締役2名）の監査等委員で構成され、監査等委員会規程に則り、毎月1回を原則とし、必要に応じ随時、臨時監査等委員会を開催し、公正・客観的立場から監査を実施しております。

c．経営会議

当社の経営会議は取締役（非業務執行取締役を除く。）及び部長職で構成され、経営方針・計画に基づき、業務計画を執行するにあたっての重要事項を報告・審議・決定するとともに、全社又は各部門の経営課題や取締役会上程前の議案を審議しております。また、経営会議規程に則り、毎月1回を原則とし、必要に応じ随時、臨時経営会議を開催し、迅速かつ的確な意思決定をしております。

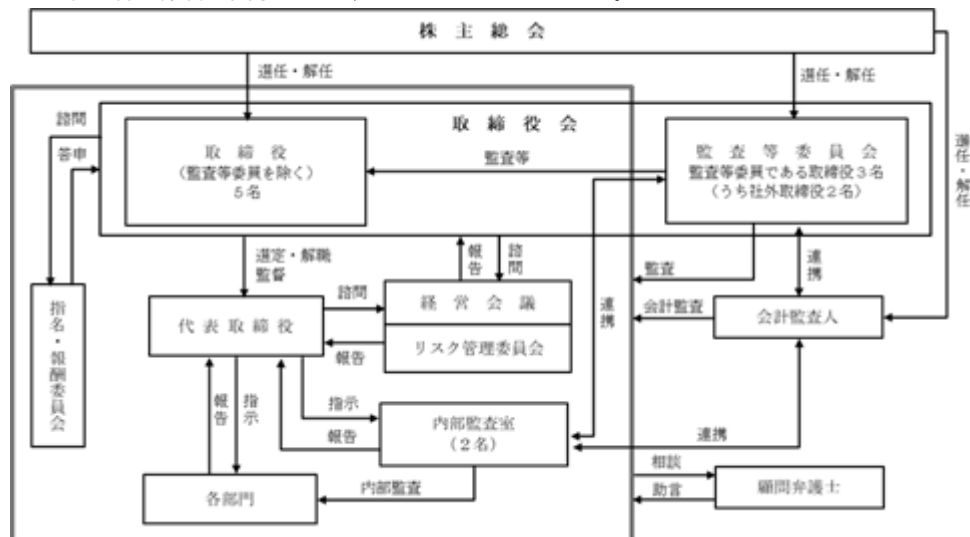
d．指名・報酬委員会

当社は取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、代表取締役社長及び社外取締役2名で構成され、取締役会において審議決定される役員の指名、役員報酬等に関して、取締役会からの諮問に対して審議し、その結果について答申することとしております。

機関ごとの構成員は次のとおりであります。（ は議長、委員長を表す。）

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	経営会議	指名・報酬委員会
代表取締役社長	西上 節也				
取締役	伊藤 和也	○		○	
取締役	石澤 浩和				
取締役	児島 正雄				
取締役	植田 伸司				
取締役	岡村 朗				
社外取締役	寺田 敏子				
社外取締役	岩井理映子				
各部門長					

当社の企業統治の体制を図示すると、次のとおりであります。



ロ．当該体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的かつ中立の経営監視機能が重要と考えております。この考えのもと、取締役会の監査・監督機能として監査等委員会を設置、また、取締役の指名及び報酬に関する諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、いずれの委員会も委員の過半数を独立社外取締役2名としております。当該体制を採用することにより経営の監視・監査機能の充実及び透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

八．その他の企業統治に関する事項

a．内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制システムを整備する目的を「業務の有効性・効率性の向上」「財務報告の信頼性の確保」「法令遵守」「資産の保全」と認識しており、2016年10月27日開催の取締役会にて承認された下記の「内部統制システム構築に関する基本方針」に則り、体制の整備を行っております。

「内部統制システム構築に関する基本方針」

- 1．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会の職務は、内部監査室が補助する。
 - (2) 内部監査室は、監査等委員会の指揮のもと監査等委員会の監査業務を補助する。
 - (3) 内部監査室に所属する主要な使用人の人事異動や人事評価に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。
 - (4) 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役を置かない。
- 2．取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。また、当社は、子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うよう指導する。
 - (2) 取締役及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、内部監査室は監査結果を監査等委員会へ報告する。

- (3) 当社グループの取締役及び使用人は、法令・定款等に違反する恐れのある事実、当社グループに著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
- (4) 重要な決裁事項は、監査等委員会の閲覧に供する。
3. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
- (1) 当社は、内部通報制度に基づく通報又はその他に関し監査等委員会に報告したことを理由として、報告した者に不利な取扱いを行わない。
4. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、予算を計上する。
- (2) 監査等委員が職務の執行のために、費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
5. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席する。
- (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び内部監査室等は、監査等委員会の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査等委員と意見交換を実施する。
- (3) 監査等委員は、毎月1回定期的に監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 当社は、「企業倫理憲章」及び「行動規範」を制定し、これらの徹底と実践的運用を行うために必要な教育・研修を実施し、法令遵守及び企業倫理の徹底に取り組む。
- (2) 当社は、「内部通報規程」を制定し、法令、企業倫理、定款及び諸規程等に違反する行為を未然防止するとともに、早期に是正する体制を整備する。
- (3) 当社は、役職員の職務執行の適切性を確保するため、内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施する。また、内部監査室は監査等委員会の監査業務を補助するほか、必要に応じて監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
7. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1) 取締役会議事録、経営会議議事録、その他重要な書類等の取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは当社における「文書管理規程」に従い、所管部門が保存・管理する。
- (2) 所管部門は、取締役から文書閲覧を求められた際には、速やかに対応する。
8. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 当社は、「リスク管理規程」を制定し、経営活動に潜在するリスクを特定し、平常時からリスクの低減及び危機の未然防止に努める。
- (2) 当社は、大規模な災害、不祥事等が発生した場合、必要な人員で構成する緊急事態対策本部を設置する等、危機対応のためのマニュアル及び体制を整備する。
9. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、取締役会を定例で毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催し、経営に関する重要事項について審議・決定を行うとともに、経営効率の向上及び意思決定のスピードアップを図るため、取締役及び部長職により構成される経営会議を原則として毎月1回開催し、職務執行に関する重要事項について協議を行う。
- (2) 当社は、決裁項目ごとの決裁方法、決裁機関、決裁者を定めた「職務権限規程」を制定するとともに、各組織の業務分掌を定めた「業務分掌規程」を制定し、業務執行を明確にする。
- (3) 取締役会は、単年度及び3ヶ年の経営計画を定め、達成すべき目標を明確にして、定期的に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。

10. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「企業倫理憲章」「行動規範」「コンプライアンス規程」を制定し使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備する。
- (2) 当社は、全従業員を対象に定期的にコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に努める。

11. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「子会社管理規程」に基づき、当社担当部門は、子会社から速やかに又は定期的に取り締役の職務の執行に係る報告を受け、これを取り締役会へ報告する。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「子会社管理規程」を準用し、子会社の損失の危険を把握するとともに、損失の危険が発生した場合は、子会社と連携し適切に対処する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループの経営の健全性及び業務の適正性の確保のため、子会社の事業運営に係る重要な事項について予め当社担当部門が審査し、必要に応じ当社の取締役会へ付議する。
当社は、必要に応じ、子会社へ取締役及び監査役を派遣し、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるための支援を行う。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の経営理念である「よるこんでもらえる喜び」を共通の理念とし、子会社の取締役、従業員等一人ひとりが、「企業倫理憲章」「行動規範」の遵守に努め、企業市民としての自覚をもとに、事業活動を展開するよう、指導、支援を行う。
当社の内部監査室は、必要に応じ子会社の内部監査を実施する。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制の整備並びにその運用を推進する。

13. 反社会的勢力への対応

- (1) 当社は、「反社会的勢力対策規程」を制定し、不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力等との関係を遮断し、一切の利益供与を行わない。
- (2) 当社は、「静岡県企業防衛対策協議会」に加盟し、指導を受けるとともに情報の収集を行い、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合等は直ちに所轄警察署と連携し、これに対応する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社では、経営会議の中にリスク管理委員会を設置し、リスク情報の共有やリスク対応策の審議及び決定を行っております。同委員会の下、リスクの種類によりコンプライアンス部会など7部会が設置され、各部会固有のリスクの軽減、リスクの未然防止策の立案、実施、リスク発生時の迅速な対応を行っているほか、緊急性の高いリスクについては、緊急事態対策規程に則り、緊急事態対策本部が設けられ、迅速かつ確に問題解決が図られる体制が整えられております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

ホ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社のすべての取締役および子会社の設立国の法律により、これらの者と同様の地位にある者を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）を当該保険により填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。

へ．取締役の定数及び任期

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）を7名以内、任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで、監査等委員である取締役を4名以内、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする旨を定款に定めております。

ト．取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

チ．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議をもって、毎年1月31日を基準日として剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

リ．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

又．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 2名 (役員のうち女性の比率25.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	西上 節也	1963年3月16日生	1986年4月 株式会社ガムガム入社 1996年8月 ANT HK Co. Ltd 設立代表取締役社長就任 2002年3月 シーコム株式会社入社 専務 取締役就任 2008年9月 ジーエスエムジャパン株式会 社入社執行役員就任 2010年10月 同社代表取締役社長就任 2019年1月 当社入社顧問 2019年4月 社長補佐 2019年8月 社長補佐経営企画本部長 2019年10月 取締役副社長就任経営企画本 部長 2019年10月 株式会社ダイカイ取締役就任 2020年8月 代表取締役社長就任経営企画 本部長 2020年10月 代表取締役社長海外事業本部 長(現任) 2020年10月 株式会社アベックス代表取締 役会長(現任) 2020年10月 株式会社ダイカイ代表取締役 会長(現任) 2020年10月 株式会社L i f e i t 代表取 締役会長(現任) 2021年6月 特萊芙(上海) 貿易有限公司 董事就任 2021年11月 代表取締役社長(現任) 2022年2月 特萊芙(上海) 貿易有限公司 監事就任(現任)	(注) 3	6,000
取締役 企画販売部長	伊藤 和也	1970年9月5日生	1993年4月 株式会社ムトウ(現 株式会 社スクロール) 入社 2005年5月 株式会社イマージュ(現 株 式会社セシール) 入社 2006年1月 当社入社 2012年8月 管理部長 2017年5月 コミュニケーション部長 2018年8月 FF本部コミュニケーション 部長 2018年9月 コーポレート本部コーポレー ト部長 2018年10月 株式会社アベックス取締役就 任 2019年4月 株式会社L i f e i t 取締役 就任 2019年10月 取締役就任コーポレート本部 長兼コーポレート部長 2021年10月 取締役コーポレート本部長兼 国内通販事業本部長兼コーポ レート部長 2021年11月 取締役企画販売部長(現任)	(注) 3	6,300

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 ロジスティクス事業部長兼 物流部長	石澤 浩和	1970年1月28日生	1992年4月 東海旅客鉄道株式会社入社 2003年4月 グッドウィル株式会社入社 2006年7月 同社統括部長 2008年10月 トランコム株式会社入社 2009年1月 同社関東エリアマネージャー 2014年7月 株式会社ジェネックス入社 2015年8月 同社常務取締役就任 統括本部長 2016年4月 当社入社 2016年11月 物流担当部長 2018年8月 物流部長 2019年6月 プロパティ事業部長 2019年10月 取締役就任ロジスティクス事業本部長兼ロジスティクス事業部長 2020年8月 取締役ロジスティクス事業本部長兼ロジスティクス事業部長兼物流部長 2021年11月 取締役ロジスティクス事業部長兼物流部長(現任)	(注)3	-
取締役 経営企画部長	児島 正雄	1963年7月10日生	1986年4月 兼松江商株式会社(現 兼松株式会社)入社 1993年12月 同社米国会社ニューヨーク支店繊維部門テキスタイル部部长 1998年12月 同社大阪支店 テキスタイル輸出部帰任 2000年4月 兼松香港有限公司繊維部門テキスタイル部部长 2003年4月 P.T. Century Textile 営業部部长 2005年6月 同社取締役就任営業本部長 2008年4月 兼松繊維株式会社東京本社テキスタイル貿易本部第3部部长 2011年6月 ジーエスエムジャパン株式会社執行役員 オペレーションディレクター 2013年9月 同社取締役就任管理部本部長 2019年8月 当社入社経営企画部長 2019年10月 株式会社アベックス取締役就任 2020年10月 取締役就任経営企画本部長兼経営企画部長 2020年10月 株式会社アベックス取締役社長就任(現任) 2021年8月 取締役経営企画本部長 2021年11月 取締役経営企画部長(現任)	(注)3	1,100

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	植田 伸司	1949年12月4日生	1972年4月 静岡小松フォークリフト株式 会社入社 1977年4月 株式会社覚丸文佐藤商店入社 1983年8月 当社設立 代表取締役社長就任 1987年12月 株式会社植田茶園(1990年2 月、株式会社ウエダに商号変 更)設立 同社代表取締役社長就任 1992年8月 株式会社ウエダ解散 同社代表取締役社長退任 2012年11月 株式会社アベックス代表取締 役会長就任 2013年11月 コラムジャパン株式会社取締 役会長就任 2014年8月 株式会社ダイカイ取締役会長 就任 2018年8月 株式会社Lifeit代表取 締役会長就任 2018年10月 株式会社ダイカイ代表取締役 会長就任 2018年12月 特萊芙(上海)貿易有限公司 監事就任 2020年8月 代表取締役会長就任 2022年10月 取締役(非常勤)就任(現 任)	(注)3	28,150
取締役 (常勤監査等委員)	岡村 朗	1963年6月19日生	1987年4月 有限会社学静社富士学院入社 1998年3月 日本ランズエンド株式会社入 社 2006年5月 株式会社アイエイアイ入社 当社入社 2007年4月 経営企画部システム課長 2007年8月 コミュニケーション部次長 2013年8月 コミュニケーション部長 2013年11月 コミュニケーション部長 2017年5月 情報システム部長 2018年8月 コーポレート本部情報システ ム部長 2019年6月 国内事業本部物流部長 2020年2月 ロジスティクス事業本部物流 部施設管理課長 2020年8月 ロジスティクス事業本部物流 部配送管理課長 2020年10月 常勤取締役(監査等委員)就 任(現任) 2020年10月 株式会社アベックス監査役就 任(現任) 2020年10月 株式会社ダイカイ監査役就任 (現任) 2020年10月 株式会社Lifeit監査役 就任(現任)	(注)4	900

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	寺田 敏子	1960年2月13日生	2004年10月 弁護士登録 2004年10月 太陽法律事務所入所 2006年 6月 弁護士法人フェニックス入所 2007年 3月 つかさ綜合法律事務所開設 所長就任(現任) 2009年 1月 株式会社ビルディングナビ ゲーション確認評価機構監視 委員会委員就任 2015年 3月 プリベント少額短期保険株式 会社(現ミカタ少額短期保険 株式会社)社外監査役就任 (現任) 2017年 4月 株式会社BluePlanet-works社 外取締役就任 2022年 3月 当社社外取締役(非常勤監査 等委員)就任(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	岩井 理映子	1970年10月18日生	1997年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会 社入社 2011年 4月 同社G B S金融・郵政サー ビス事業部銀行第一システム部 部長 2016年 1月 同社グローバル・ビジネス・ サービス事業部アソシエ イト・パートナー 2018年11月 同社IBMコンサルティング 事業本部パートナー(現任) 2022年10月 当社社外取締役(非常勤監査 等委員)就任(現任)	(注)4	-
計					42,450

(注) 1. 寺田敏子氏及び岩井理映子氏は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

委員長 岡村朗、委員 寺田敏子、委員 岩井理映子

なお、岡村朗氏は、常勤の監査等委員であります。取締役会及び社内の重要会議等への出席などによる社内情報の収集等を通して、多角的な視点から取締役の業務執行を監視するとともに、会計監査人や内部監査部門との連携を密に図るため、常勤監査等委員を選定しております。

3. 2022年7月期に係る定時株主総会終結の時から2023年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 2022年7月期に係る定時株主総会終結の時から2024年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であり、2名ともに監査等委員であります。

社外取締役(監査等委員)寺田敏子氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士としての長年の経験と、企業法務に関する相当程度の知識を有しております。また、同氏は当社との間に人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役(監査等委員)岩井理映子氏は、長年に亘る金融関連システム開発、グローバル分野での業務経験、女性活躍推進に貢献した実績等、豊富な経験と、金融及び財務会計に関する相当程度の知識を有しております。また、同氏は当社との間に人的関係、資本的關係及び特別の利害関係はありません。

寺田敏子氏及び岩井理映子氏の両氏は、当社の一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

社外取締役2名による知見に基づく助言と経営に対する客観的な視点での監督が、取締役会の健全な運営や、経営判断に資するという考えのもと、経営の監視機能において実効性のある体制が整っていると判断し、現状の体制としております。

当社は、社外取締役の独立性を客観的に判断するための基準として、以下のとおり「社外取締役の独立性判断基準」を定めております。上記の監査等委員である社外取締役2名は、ともに独立社外取締役であります。

「社外取締役の独立性判断基準」

当社は、社外取締役について、「社外取締役の独立性判断基準」を以下のとおり設定し、以下のいずれにも該当しない場合、独立性を有すると判断しております。

A 現在及び過去3年間において、当社を主要な取引先(1)とする者若しくはその業務執行者等(2)、又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者等

B 現在及び過去3年間において、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている(3)コンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門サービスを提供する者(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)

C 現在及び過去10年間において、当社又は当社連結子会社の業務執行者等

- D 次の（a）から（c）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（二親等内の親族）
- （a）A、Bに掲げる者
 - （b）当社の子会社の業務執行者等
 - （c）最近3年間における（b）又は当社の業務執行者等
 - 1 「主要な取引先」とは、直近3事業年度のいずれかの取引高が当社の年間連結売上高の2%以上となる取引先をいう。
 - 2 「業務執行者等」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、支配人及び部署責任者等の重要な業務を執行する者をいう。
 - 3 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ている」とは、役員報酬以外に直近3事業年度の平均額として、年間1,000万円以上の金銭又は財産を当社から得ている場合をいう。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員会と内部監査室は、相互の連携を図るために、定期的な情報交換の場を設置し、監査等委員会の監査方針及び計画並びに内部監査室の監査方針、計画、実施した監査結果に関する確認及び調整を行っております。内部監査室の監査についても、取締役会を通じ、監査等委員及び内部統制部門の責任者に対して、適宜報告がなされております。

また、内部監査、監査等委員監査及び会計監査の相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、内部監査室、内部統制部門、会計監査人が連携して、子会社を含む内部統制監査を行い、その監査結果を監査等委員会に対して、四半期に一度四半期レビュー報告会や会計監査報告会で報告を行っております。また、その他、常勤監査等委員及び内部監査室は、定期的に会計監査人と三者ミーティングや内部統制部門との意見交換を行っており、その内容について、監査等委員会に報告、情報共有を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員は3名で、内2名が社外取締役であります。監査等委員3名のうち1名は常勤監査等委員として常時執務しております。

社外取締役の寺田敏子氏は、弁護士の資格を保有しており、弁護士としての長年の経験により、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

社外取締役の岩井理映子氏は、長年に亘る金融関連システム開発、グローバル分野の業務に携わっており、情報システム、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査等委員会を15回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
岡村 朗	15回	15回
小川 幸伸	15回	15回
苗村 博子	10回	10回
寺田 敏子	5回	5回

(注) 苗村博子氏及び寺田敏子氏は、就任期間中に開催された監査等委員会の開催回数を記載していません。

監査等委員会における主な検討事項は、以下のとおりであります。

- a. 当期及び中期経営計画の取り組みと進捗管理状況
- b. 内部統制システムの整備、運用状況
- c. 会計監査人の監査実施状況及び職務の執行状況

常勤監査等委員の主な活動は、以下のとおりであります。

- a. 取締役会及びその他の重要な会議への出席
- b. 取締役及び関係部門から営業の報告、その他必要事項の聴取
- c. 決裁書類や契約書、会議議事録等の閲覧
- d. 本社及び主要な事業所の業務及び財産状況の調査
- e. 子会社取締役会の出席及び事業活動等必要事項の聴取
- f. 内部監査室の監査結果の聴取及び意見交換の実施
- g. 会計監査人と連携を図り、監査方法の妥当性の確認と評価

内部監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役直轄の内部監査室を設置し、専従者2名体制で実施しております。内部監査室は事業年度毎に内部監査計画書を作成し、各部門の業務活動全般に関し、業務分掌、職務権限、社内諸規程やコンプライアンス等の観点から適正かつ効率的に行われているかを監査しております。監査結果は、代表取締役及び監査等委員に報告しております。

なお、内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係につきましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (2) 役員状況 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係」に記載のとおりであります。

会計監査の状況

- a. 監査法人の名称
有限責任監査法人トーマツ
- b. 継続監査期間
13年間
- c. 業務を執行した公認会計士
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 郷右近 隆也
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 宮澤 達也
- d. 監査業務に係る補助者の構成
会計業務に係る補助者の構成は、公認会計士4名、その他5名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人については、監査等委員会の同意を得て決定する旨を定款に定めております。監査等委員会は会計監査人候補者から、監査法人の概要、監査の実施体制、監査実績等と、監査報酬の見積額についての書面を入手し、面談、質問等を通じて選定しております。

現会計監査人の有限責任監査法人トーマツは、監査法人としての実績、当社の業務規模に対して監査業務を充分対応しうる体制を有していたこと、監査計画、監査内容、監査日程等に対する監査費用が合理時かつ妥当であったこと等を総合的に判断して選定しております。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っており、同法人による会計監査は適正に行われていることを確認しております。日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、評価しております。

監査公認会計士等に対する報酬の内容

a. 監査公認会計士に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	23	-	25	-
連結子会社	-	-	-	-
計	23	-	25	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	3	-	3
連結子会社	-	0	-	0
計	-	3	-	3

(注) 非監査業務の内容は、デロイトトーマツ税理士法人による税務申告業務に関する助言指導業務等であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等の監査計画、監査内容、監査日程等を十分に勘案したうえで、監査等委員会の同意を得て決定する旨を定款に定めております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、報酬等の内容が適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法に係る事項

当社は、2022年10月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改定を決議しており、その内容は以下のとおりです。決定方針については、事前にその内容について指名・報酬委員会に諮問し、答申を経て、取締役会にて決議しております。

) 役員報酬に関する基本方針

- ・持続的な成長を担う優秀な人材を確保し、適切に報奨できる報酬とする。
- ・ステークホルダーと価値観を共有のうえ、短期及び中長期の業績達成、持続的な企業価値の向上の動機付けとなる報酬とする。
- ・報酬の決定プロセスについては、透明性・公正性・客観性を確保する。

) 報酬水準

役員報酬制度に基づき算定し、経歴（経験・資格・過去実績）、業績、在任期間、前職の報酬等と、登用後の勤務状態による調整を行い、次の手続きを経て決定するものとする。

) 報酬構成

報酬構成及び割合

当社役員報酬制度は、固定報酬としての基本報酬、変動報酬としての短期インセンティブ報酬である業績連動賞与、中長期インセンティブ報酬である株式報酬により構成する。但し、社外取締役、監査等委員である取締役に

ついては、経営の監督機能を十分に機能させるため、インセンティブを設けず、基本報酬のみとする。取締役（社外取締役・監査等委員である取締役・非常勤取締役）の報酬の種類別の報酬割合については、業績連動賞与の支給額により変動するものの、以下のとおりとする。

固定報酬	変動報酬	
基本報酬	賞与	株式報酬
概ね75%	概ね15%	概ね10%

（注） 社外取締役・監査等委員である取締役は基本報酬100%

) 基本報酬に関する方針

固定報酬である基本報酬については、監査等委員を除く取締役と監査等委員である取締役に区分して株主総会で承認された報酬総額の限度内にて、会社業績、個人業績、世間水準及び対従業員給与とのバランス等を考慮して、監査等委員を除く取締役に

ついては取締役会にてその配分決定を代表取締役社長に一任する旨を決定し、監査等委員である取締役に

) 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬として、対象期における業績評価に基づいて支給する役員賞与と制度を採用し、当該役員賞与は対象期の定時株主総会決議により決定し、同日開催の取締役会にてその配分決定を代表取締役社長に一任する旨を決定し、委任を受けた代表取締役社長は、配分について指名・報酬委員会に諮問し、指名・報酬委員会の答申に基づき決定する。

変動報酬については、業績の評価（売上高及び経常利益の達成度）に基づく支給係数を基準とし、各取締役の業績貢献度等を勘案のうえ、賞与支給額を算定する。

) 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬として、譲渡制限付株式報酬制度を採用し、中長期の企業価値向上と株主との価値共有を目的として、譲渡制限付株式報酬を採用し、株主総会で承認された非金銭報酬の限度内にて、原則として毎年、取締役会にてその割当株式数を決定する。個人別割当株式数に関しては代表取締役社長に一任する旨を決定し、委任を受けた代表取締役社長は、配分について指名・報酬委員会の諮問・答申に基づき決定する。

譲渡制限付株式報酬については、取締役の基本報酬テーブルを基準とし、業績状況や各取締役の職責及び業績貢献度等を勘案のうえ、算定する。

) 報酬等の割合に関する方針

報酬の種類別の報酬割合については、業績連動賞与の支給額により変動するものの、目安としてKPIを100%達成の場合、基本報酬：変動報酬の割合は85%：15%とする。但し、社外取締役、監査等委員である取締役に

) 報酬等の付与時期や条件に関する方針

- ・基本報酬：固定報酬は、在任中毎月定期的に支給する。
- ・業績連動報酬等：賞与は、支給に関する決議後に速やかに支給する。
- ・非金銭報酬等：毎年一定の時期に譲渡制限株式として支給する。

個人別の報酬等の決定を委任する者及びその理由

取締役会は、代表取締役社長西上節也に対し、各取締役の基本報酬額、役員賞与額、株式報酬の割当数の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループの業績及び経営状況を熟知し、総合的に各取締役の評価を行えると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	90	90	-	6
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	9	9	-	1
社外役員	8	8	-	3

（注）１．役員ごとの報酬等の総額につきましては、１億円以上を支給している役員はありませんので、記載を省略しております。

２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときの、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

当社は、2016年10月27日開催の第33期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は年額250百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、また、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額60百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は6名、取締役（監査等委員）の員数は3名です。

なお、当社は、2022年10月28日開催の定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象に、譲渡制限付株式報酬の導入を決議しており、その報酬額については、年額50百万円以内、割当てる株式数の上限を年5,000株以内と決議いただいております。

取締役の報酬等の決定に係る機関の活動状況

（指名・報酬委員会）

当社は、2020年10月26日付で取締役会の諮問機関として、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会では、役員報酬に関する妥当性、適切性に関する審議をしております。

当事業年度の役員報酬については、以下のとおり審議いたしました。

2021年10月 年間計画及びテーマ（報酬制度見直し）について

2022年4月 取締役の報酬制度の見直しについて

2022年8月 役員報酬、役員賞与、株式報酬について

（取締役会）

取締役会は、独立かつ客観的な立場から役員に対する監督を行う機関として、役員報酬に関する適切性に関する審議・決定をしております。

当事業年度の役員報酬については、以下のとおり審議・決定いたしました。

2021年10月 役員報酬、役員賞与について

2022年1月 取締役の報酬制度見直し（諮問内容）について

2022年5月 取締役の報酬制度見直し（答申結果）について

2022年8月 役員報酬、役員賞与、株式報酬（諮問内容）について

2022年9月 役員報酬、役員賞与、株式報酬（答申結果）について

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である上場株式を有しておりません。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	13
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
 該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
 該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
 該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
 該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年8月1日から2022年7月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年8月1日から2022年7月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同法人やその他専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの参加等を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年7月31日)	当連結会計年度 (2022年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,665	2,323
受取手形及び売掛金	1,183	-
受取手形	-	10
売掛金	-	1,149
商品及び製品	499	539
仕掛品	47	50
原材料及び貯蔵品	35	47
その他	57	171
貸倒引当金	10	10
流動資産合計	4,477	4,282
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	742	696
機械装置及び運搬具(純額)	26	99
土地	2,429	2,429
その他(純額)	18	34
有形固定資産合計	13,217	13,260
無形固定資産		
のれん	80	60
その他	55	67
無形固定資産合計	135	128
投資その他の資産		
投資有価証券	197	197
繰延税金資産	78	66
その他	206	344
貸倒引当金	5	5
投資その他の資産合計	477	603
固定資産合計	3,830	3,991
資産合計	8,307	8,274

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年7月31日)	当連結会計年度 (2022年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	546	524
1年内返済予定の長期借入金	195	196
未払金	409	306
未払法人税等	211	159
契約負債	-	31
賞与引当金	58	51
役員賞与引当金	13	2
その他	203	150
流動負債合計	1,639	1,423
固定負債		
長期借入金	815	619
退職給付に係る負債	72	79
資産除去債務	72	72
その他	246	288
固定負債合計	1,207	1,059
負債合計	2,846	2,482
純資産の部		
株主資本		
資本金	356	356
資本剰余金	326	326
利益剰余金	4,769	5,083
自己株式	0	0
株主資本合計	5,452	5,766
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	18	19
為替換算調整勘定	10	5
その他の包括利益累計額合計	8	24
純資産合計	5,460	5,791
負債純資産合計	8,307	8,274

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
売上高	11,719	12,737
売上原価	6,282	7,789
売上総利益	5,436	4,948
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	1,545	1,458
荷造運搬費	857	573
貸倒引当金繰入額	5	3
役員報酬	141	129
給料及び手当	717	740
賞与引当金繰入額	42	36
役員賞与引当金繰入額	13	2
退職給付費用	23	24
その他	1,189	1,169
販売費及び一般管理費合計	4,534	4,139
営業利益	901	808
営業外収益		
受取利息	1	2
受取配当金	0	0
為替差益	17	10
その他	8	5
営業外収益合計	28	18
営業外費用		
支払利息	2	1
会員権売却損	1	-
行政処分対応費	-	23
その他	1	0
貸倒引当金繰入額	0	0
営業外費用合計	5	26
経常利益	924	800
特別利益		
補助金収入	23	21
保険解約返戻金	50	-
特別利益合計	73	21
特別損失		
固定資産除却損	26	24
特別損失合計	6	4
税金等調整前当期純利益	992	817
法人税、住民税及び事業税	291	238
法人税等調整額	3	12
法人税等合計	287	250
当期純利益	704	566
親会社株主に帰属する当期純利益	704	566

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
当期純利益	704	566
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7	0
為替換算調整勘定	11	16
その他の包括利益合計	4	16
包括利益	700	583
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	700	583
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年8月1日 至 2021年7月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	356	326	4,234	0	4,917
当期変動額					
剰余金の配当			169		169
親会社株主に帰属する当期純利益			704		704
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	534	0	534
当期末残高	356	326	4,769	0	5,452

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	11	0	12	4,930
当期変動額				
剰余金の配当				169
親会社株主に帰属する当期純利益				704
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7	11	4	4
当期変動額合計	7	11	4	530
当期末残高	18	10	8	5,460

当連結会計年度（自 2021年8月1日 至 2022年7月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	356	326	4,769	0	5,452
当期変動額					
剰余金の配当			242		242
親会社株主に帰属する当期純利益			566		566
自己株式の取得					-
連結範囲の変動			10		10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	314	-	314
当期末残高	356	326	5,083	0	5,766

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	18	10	8	5,460
当期変動額				
剰余金の配当				242
親会社株主に帰属する当期純利益				566
自己株式の取得				-
連結範囲の変動				10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	16	16	16
当期変動額合計	0	16	16	330
当期末残高	19	5	24	5,791

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	992	817
減価償却費	89	98
のれん償却額	20	20
貸倒引当金の増減額(は減少)	2	0
賞与引当金の増減額(は減少)	0	7
役員賞与引当金の増減額(は減少)	9	10
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1	6
受取利息	1	2
受取配当金	0	0
為替差損益(は益)	3	10
支払利息	2	1
会員権売却損益(は益)	1	-
補助金収入	23	21
固定資産除却損	6	4
売上債権の増減額(は増加)	131	23
棚卸資産の増減額(は増加)	110	55
仕入債務の増減額(は減少)	112	21
未払金の増減額(は減少)	39	100
その他	22	5
小計	1,170	736
利息及び配当金の受取額	2	2
利息の支払額	2	1
補助金の受取額	23	21
法人税等の支払額	229	378
営業活動によるキャッシュ・フロー	964	380
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	39	36
定期預金の払戻による収入	59	39
有価証券の償還による収入	25	-
有形固定資産の取得による支出	36	125
有形固定資産の除却による支出	0	0
無形固定資産の取得による支出	23	35
投資有価証券の取得による支出	29	-
会員権の売却による収入	2	-
その他	162	138
投資活動によるキャッシュ・フロー	121	296
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	179	195
配当金の支払額	169	242
その他	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	349	438
現金及び現金同等物に係る換算差額	15	21
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	720	332
現金及び現金同等物の期首残高	1,925	2,646
現金及び現金同等物の期末残高	2,646	2,313

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結の対象としており、その内容は次のとおりであります。

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

株式会社アベックス

株式会社ダイカイ

株式会社Lifeit

特萊芙(上海)貿易有限公司

前連結会計年度において連結子会社でありました提來福股份有限公司は清算したため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、特萊芙(上海)貿易有限公司の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたって、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2) 棚卸資産

商品、製品、原材料、仕掛品

主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

主に個別法による原価法及び最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法、ただし1998年4月1日以降に取得の建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 12~38年

機械装置及び運搬具 12年

無形固定資産

定額法、なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度に係る支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

小売事業

小売事業においては、主にカタログやインターネットを通じて健康茶、健康食品、化粧品、ベビー用品、キッズ家具の商品又は製品の販売を行っております。これらの販売取引では、通常、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

卸売事業

卸売事業においては、主に食品、生活雑貨等の商品を通信販売会社や小売店に販売しております。この販売取引では、通常、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

プロパティ事業

プロパティ事業においては、主に自社不動産等を活用し、不動産賃貸及び出荷業務の受託を行っております。不動産賃貸につきましては、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に従い、賃借人である顧客との間に締結した賃貸借契約に基づき、賃貸借期間にわたって賃料を収受し収益として認識しております。出荷業務の受託につきましては、顧客との間に締結した業務委託契約に基づき、受注した作業が完了した時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

主なのれんの償却については、7年間の定額法により償却を行っております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。従来は、他社が運営するポイントプログラムに係るポイント相当額について、販売費及び一般管理費の広告宣伝費として計上しておりましたが、顧客に対する商品販売の履行義務に係る取引価格の算定において、第三者のために回収する金額として、取引価格から控除し収益を認識する方法に変更いたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当会計基準の適用による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響額はありませぬ。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりませぬ。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「有形固定資産」の「その他」に含めていた「機械装置及び運搬具」は、金額的重要性が高まったため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。また、前連結会計年度において、区分掲記していた「有形固定資産」の「減価償却累計額」は当連結会計年度において、連結財務諸表の明瞭性を高めるため、各資産項目の金額から直接控除して表示しております。これらの表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結財務諸表において、「有形固定資産」に表示していた「建物及び構築物」1,200百万円、「減価償却累計額」458百万円、「その他」213百万円、「減価償却累計額」167百万円は、「建物及び構築物(純額)」、「機械装置及び運搬具(純額)」、「その他(純額)」として組替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年7月31日)	当連結会計年度 (2022年7月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	623百万円	701百万円

2 偶発債務

当社は、2021年3月23日に不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく消費者庁の措置命令を受けております。これに伴い、今後、課徴金納付命令を受ける場合があります。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報」に記載しております。

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
建物及び構築物	1百万円	- 百万円
工具、器具及び備品	1	0
無形固定資産	2	4
撤去費用	0	0
計	6	4

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	11百万円	0百万円
組替調整額	0	-
税効果調整前	11	0
税効果額	3	0
その他有価証券評価差額金	7	0
為替換算調整勘定：		
当期発生額	11	16
その他の包括利益合計	4	16

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,250,000	-	-	4,250,000
合計	4,250,000	-	-	4,250,000
自己株式				
普通株式(注)	97	62	-	159
合計	97	62	-	159

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加62株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年10月26日 定時株主総会	普通株式	84	20	2020年7月31日	2020年10月27日
2021年3月5日 取締役会	普通株式	84	20	2021年1月31日	2021年4月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2021年10月26日 定時株主総会	普通株式	131	利益剰余金	31	2021年7月31日	2021年10月27日

当連結会計年度（自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	4,250,000	-	-	4,250,000
合計	4,250,000	-	-	4,250,000
自己株式				
普通株式	159	-	-	159
合計	159	-	-	159

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2021年10月26日 定時株主総会	普通株式	131	31	2021年7月31日	2021年10月27日
2022年3月4日 取締役会	普通株式	110	26	2022年1月31日	2022年4月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2022年10月28日 定時株主総会	普通株式	110	利益剰余金	26	2022年7月31日	2022年10月31日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月 31日)	当連結会計年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月 31日)
現金及び預金勘定	2,665百万円	2,323百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	24	21
預け金	4	10
現金及び現金同等物	2,646	2,313

(リース取引関係)

(貸主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年 7月 31日)	当連結会計年度 (2022年 7月 31日)
1年内	393	321
1年超	470	332
合計	863	653

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資資金及び短期的な運転資金について、当社は、自己資金や銀行からの借入により確保しており、連結子会社は、主に当社からの借入により確保しております。一時的な余剰資金については、安全性の高い金融資産で運用しており、デリバティブについては、利用しない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に其他有価証券である証券投資信託受益証券、上場株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は1年以内の支払期日であります。

借入金は、設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(顧客の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である受取手形及び売掛金は、販売管理規程に従い、与信管理基準を策定するとともに、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行い、また、問題債権については個別対応を行うなど売掛金管理に関する体制を整備し運営しております。

其他有価証券である債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、財務状況や市況等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年7月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券(*3)	183	183	-
資産計	183	183	-
(1) 1年内返済予定の長期借入金	195	196	0
(2) 長期借入金	815	814	0
負債計	1,011	1,011	0

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(*2) 「受取手形及び売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(*3) 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表価額は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度(百万円)
非上場株式	13

当連結会計年度(2022年7月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券(*3)	183	183	-
資産計	183	183	-
(1) 1年内返済予定の長期借入金	196	196	0
(2) 長期借入金	619	619	0
負債計	815	815	0

- (*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。
- (*2) 「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。
- (*3) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表価額は、次のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	13

- (注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
 前連結会計年度(2021年7月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,665	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,183	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの 債券(社債)	-	82	10	29
合計	3,849	82	10	29

当連結会計年度(2022年7月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,323	-	-	-
受取手形	10	-	-	-
売掛金	1,149	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの 債券(社債)	-	91	-	28
合計	3,483	91	-	28

- (注) 2. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(2021年7月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
1年内返済予定の長期借入金	195	-	-	-	-	-
長期借入金	-	196	99	99	99	319
合計	195	196	99	99	99	319

当連結会計年度（2022年7月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
1年内返済予定の長期借入金	196	-	-	-	-	-
長期借入金	-	99	99	99	91	227
合計	196	99	99	99	91	227

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年7月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	0	-	-	0
社債	-	119	-	119
資産計	0	119	-	120

(注) 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は63百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年7月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の長期借入金	-	196	-	196
長期借入金	-	619	-	619
負債計	-	815	-	815

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券
 該当事項はありません。

2. その他有価証券
 前連結会計年度(2021年7月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	0	0	0
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	121	120	1
	その他	-	-	-
	(3) その他	61	34	27
	小計	183	154	28
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		183	154	28

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 13百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

当連結会計年度(2022年7月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	0	0	0
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	81	81	0
	その他	-	-	-
	(3) その他	63	34	29
	小計	145	115	30
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	38	39	0
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	38	39	0
合計		183	154	29

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 13百万円)については、市場価格のない株式等であるため、上表には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	14	0	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	14	0	-

当連結会計年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
 該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
 該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職金の給付は、退職金規程に基づく退職一時金制度及び確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度を採用しております。

連結子会社の退職金の給付は、勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部又は名古屋市中小企業共済会との間で締結した退職金共済契約による退職給付制度及び確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	71 百万円	72 百万円
退職給付費用	7	8
退職給付の支払額	5	2
退職給付に係る負債の期末残高	72	79

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2021年7月31日)	当連結会計年度 (2022年7月31日)
非積立型制度の退職給付債務	72 百万円	79 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	72	79
退職給付に係る負債	72	79
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	72	79

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 7 百万円 当連結会計年度 8 百万円

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度は16百万円、当連結会計年度は16百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年7月31日)	当連結会計年度 (2022年7月31日)
繰延税金資産		
棚卸資産評価損	5百万円	6百万円
未払事業税	14	14
未払賃借料	-	17
貸倒引当金	36	1
賞与引当金	18	17
税務上の繰越欠損金(注)	129	98
長期未払金	54	54
退職給付に係る負債	21	23
投資有価証券評価損	0	0
関係会社株式評価損	5	-
地役権	2	2
資産除去債務	21	21
その他	16	12
繰延税金資産小計	327	270
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	106	61
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	85	84
評価性引当額小計	191	145
繰延税金資産合計	136	125
繰延税金負債		
未収還付事業税	-	2
その他有価証券評価差額金	9	10
固定資産圧縮積立金	28	28
資産除去債務	19	18
繰延税金負債合計	57	58
繰延税金資産の純額	78	66

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年7月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(1)	34	11	39	21	-	22	129
評価性引当額	34	11	39	-	-	20	106
繰延税金資産	-	-	0	21	-	1	23

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（2022年7月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金（2）	10	37	20	-	-	29	98
評価性引当額	10	33	-	-	-	16	61
繰延税金資産	-	4	20	-	-	13	37

（2）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度（2021年7月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当連結会計年度（2022年7月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当社は、社有建物の解体時におけるアスベスト除去費用につき資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
期首残高	72百万円	72百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	0	0
期末残高	72	72

(賃貸等不動産関係)

当社では、静岡県において、賃貸用の物流倉庫(土地を含む。)を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は355百万円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は392百万円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	2,411	2,347
期中増減額	63	131
期末残高	2,347	2,479
期末時価	2,966	3,042

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額の重要な変動はありません。

3. 期末時価は、路線価等による評価額に基づき、自社で算定した金額であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,183	1,159
受取手形	15	10
売掛金	1,167	1,149
契約負債	30	31

契約負債は顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益うち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループでは、独立した経営単位である当社及び連結子会社が、当社グループの経営方針のもと、それぞれの事業における包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社グループは、当社並びに個々の連結子会社が営む各事業を最小単位とした事業セグメントから構成されており、また、経済的特徴及び商品・サービスの要素が概ね類似する複数の事業セグメントを集約し、「小売事業」、「卸売事業」及び「プロパティ事業」の3つを報告セグメントとしております。

「小売事業」では、主に健康茶、健康食品、化粧品、ベビー用品、キッズ家具を一般消費者に通信販売しております。

「卸売事業」では、主に食品、生活雑貨を通信販売会社や小売店等に販売しております。

「プロパティ事業」では、主に自社不動産等を活用し、不動産賃貸及び出荷業務の受託を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

会計方針の変更に記載のとおり、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に變更しております。

当該変更に伴う影響は、会計方針の変更に記載のとおりであります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報

前連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	連結財務諸 表計上額 (注)2
	小売事業	卸売事業	プロパティ事業			
売上高						
外部顧客への売上高	6,401	4,803	514	11,719	-	11,719
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4	3	19	27	27	-
計	6,405	4,806	534	11,746	27	11,719
セグメント利益	205	450	231	886	15	901
セグメント資産	3,722	1,697	2,347	7,768	539	8,307
その他の項目						
減価償却費	54	6	28	89	-	89
のれんの償却額	20	-	-	20	-	20
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	45	6	20	72	-	72
のれんの未償却残高	80	-	-	80	-	80

(注)1. セグメント利益の調整額15百万円は、セグメント間取引消去等であります。セグメント資産の調整額539百万円は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、報告セグメントに帰属しない余資運用資金(定期預金)、長期投資資金(投資有価証券、保険積立金)に係る資産等であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	小売事業	卸売事業	プロパティ事業			
売上高						
顧客との契約から生じる収益	5,503	6,648	116	12,268	-	12,268
その他の収益(注) 3	-	-	468	468	-	468
外部顧客への売上高	5,503	6,648	585	12,737	-	12,737
セグメント間の内部売上高又は振替高	9	7	163	180	180	-
計	5,512	6,656	748	12,918	180	12,737
セグメント利益又は損失()	85	686	197	797	11	808
セグメント資産	3,217	2,115	2,479	7,812	461	8,274
その他の項目						
減価償却費	46	6	46	98	-	98
のれんの償却額	20	-	-	20	-	20
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	134	2	21	159	-	159
のれんの未償却残高	60	-	-	60	-	60

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額11百万円は、セグメント間取引消去等であります。セグメント資産の調整額461百万円は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、報告セグメントに帰属しない余資運用資金(定期預金)、長期投資資金(投資有価証券、保険積立金)に係る資産等であります。

2. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. その他の収益には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく賃貸料収入等が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社QVCジャパン	4,003	卸売事業

当連結会計年度（自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社QVCジャパン	5,887	卸売事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2020年 8月 1日 至 2021年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員が議決権の過半数を所有している会社等	弁護士法人苗村法律事務所	大阪府大阪市	-	弁護士業	-	訴訟代理人委任	弁護士報酬	17	-	-

当連結会計年度（自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員が議決権の過半数を所有している会社等	弁護士法人苗村法律事務所	大阪府大阪市	-	弁護士業	-	訴訟代理人委任	弁護士報酬	13	未払金	0

(注) 1．苗村博子氏は2022年 2月28日付で当社の監査等委員である取締役を辞任しております。

2．取引条件および取引条件の決定等

価格等の取引条件は、市場の実績価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

(開示対象特別目的会社関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月 31日)	当連結会計年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月 31日)
1株当たり純資産額	1,284円93銭	1,362円78銭
1株当たり当期純利益	165円81銭	133円40銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月 31日)	当連結会計年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月 31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	704	566
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	704	566
期中平均株式数(千株)	4,249	4,249

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2022年9月26日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2022年10月28日開催定時株主総会に付議し、決議されました。

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)を対象に、中長期的な視点での経営評価としてのインセンティブを与えとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額50百万円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年50,000株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、一定期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	195	196	0.2	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	815	619	0.2	2023年～2029年
合計	1,011	815	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	99	99	99	91

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	2,865	6,421	9,267	12,737
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	216	521	610	817
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(百万円)	142	357	427	566
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	33.49	84.13	100.57	133.40

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	33.49	50.64	16.43	32.83

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年7月31日)	当事業年度 (2022年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,558	874
売掛金	370	346
商品及び製品	190	172
仕掛品	47	50
原材料及び貯蔵品	34	46
前払費用	12	23
その他	141	107
貸倒引当金	125	2
流動資産合計	2,230	1,618
固定資産		
有形固定資産		
建物	711	669
構築物	7	6
機械及び装置	21	96
車両運搬具	3	1
工具、器具及び備品	13	30
土地	2,429	2,429
有形固定資産合計	3,186	3,233
無形固定資産		
ソフトウェア	41	32
その他	6	6
無形固定資産合計	47	39
投資その他の資産		
投資有価証券	135	133
関係会社株式	916	955
繰延税金資産	44	17
その他	184	323
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	1,280	1,429
固定資産合計	4,514	4,702
資産合計	6,744	6,320

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年7月31日)	当事業年度 (2022年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	64	72
1年内返済予定の長期借入金	195	196
未払金	265	214
未払費用	7	28
未払法人税等	109	-
契約負債	-	29
前受金	28	-
預り金	20	18
前受収益	30	32
賞与引当金	41	34
役員賞与引当金	10	-
その他	48	17
流動負債合計	825	644
固定負債		
長期借入金	815	619
退職給付引当金	72	79
資産除去債務	72	72
その他	246	288
固定負債合計	1,207	1,059
負債合計	2,032	1,703
純資産の部		
株主資本		
資本金	356	356
資本剰余金		
資本準備金	326	326
資本剰余金合計	326	326
利益剰余金		
利益準備金	1	1
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	66	66
別途積立金	2,711	2,711
繰越利益剰余金	1,249	1,155
利益剰余金合計	4,028	3,934
自己株式	0	0
株主資本合計	4,711	4,617
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	0
評価・換算差額等合計	1	0
純資産合計	4,712	4,617
負債純資産合計	6,744	6,320

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当事業年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
売上高	1 4,571	1 4,197
売上原価	1 1,289	1 1,337
売上総利益	3,281	2,860
販売費及び一般管理費	1, 2 2,917	1, 2 2,803
営業利益	364	56
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1 0	1 120
経営指導料	1 17	1 13
その他	1 7	5
営業外収益合計	25	139
営業外費用		
支払利息	2	2
行政処分対応費	-	23
貸倒引当金繰入額	0	0
その他	0	1 1
営業外費用合計	3	27
経常利益	386	168
特別利益		
補助金収入	23	21
保険解約返戻金	33	-
特別利益合計	57	21
特別損失		
固定資産除却損	3	0
損害賠償金	-	1 12
貸倒引当金繰入額	0	-
特別損失合計	3	12
税引前当期純利益	440	177
法人税、住民税及び事業税	133	1
法人税等調整額	0	28
法人税等合計	133	29
当期純利益	306	148

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年8月1日 至 2021年7月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金合計		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金						
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	356	326	1	66	2,711	1,112	3,891	0	4,574	
当期変動額										
剰余金の配当						169	169		169	
当期純利益						306	306		306	
自己株式の取得								0	0	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	136	136	0	136	
当期末残高	356	326	1	66	2,711	1,249	4,028	0	4,711	

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	
当期首残高	1	4,573
当期変動額		
剰余金の配当		169
当期純利益		306
自己株式の取得		0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2	2
当期変動額合計	2	138
当期末残高	1	4,712

当事業年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金合計		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金						
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	356	326	1	66	2,711	1,249	4,028	0	4,711	
当期変動額										
剰余金の配当						242	242		242	
当期純利益						148	148		148	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	94	94	-	94	
当期末残高	356	326	1	66	2,711	1,155	3,934	0	4,617	

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	
当期首残高	1	4,712
当期変動額		
剰余金の配当		242
当期純利益		148
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1	1
当期変動額合計	1	95
当期末残高	0	4,617

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 . 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料、仕掛品 先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品 個別法による原価法及び最終仕入原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2 . 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法

ただし1998年4月1日以降に取得の建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 12 ~ 38年

機械及び装置 12年

(2) 無形固定資産 定額法

なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法

3 . 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に係る支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4 . 収益及び費用の計上基準

小売事業

小売事業においては、主にカタログやインターネットを通じて健康茶、健康食品、化粧品の商品又は製品の販売を行っております。これらの販売取引では、通常、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

プロパティ事業

プロパティ事業においては、主に自社不動産等を活用し、不動産賃貸及び出荷業務の受託を行っております。不動産賃貸につきましては、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号) に従い、賃借人である顧客との間に締結した賃貸借契約に基づき、賃貸借期間にわたって賃料を収受し収益として認識しております。出荷業務の受託につきましては、顧客との間に締結した業務委託契約に基づき、受注した作業が完了した時点で収益を認識しております。

5 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日、以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。従来は、他社が運営するポイントプログラムに係るポイント相当額について、販売費及び一般管理費の広告宣伝費として計上していましたが、顧客に対する商品販売の履行義務に係る取引価格の算定において、第三者のために回収する金額として、取引価格から控除し収益を認識する方法に変更いたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日、以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当会計基準の適用による当事業年度の財務諸表に与える影響額はありません。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2021年7月31日)	当事業年度 (2022年7月31日)
短期金銭債権	134百万円	25百万円
短期金銭債務	2	2

偶発債務

当社は、2021年3月23日に不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく消費者庁の措置命令を受けております。これに伴い、今後、課徴金納付命令を受ける場合があります。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当事業年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
営業取引による取引高	38百万円	196百万円
営業取引以外の取引による取引高	18	146

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当事業年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
広告宣伝費	1,132百万円	1,035百万円
荷造運搬費	374	358
貸倒引当金繰入額	3	2

	前事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当事業年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
給料及び手当	450	466
賞与引当金繰入額	37	31
役員賞与引当金繰入額	10	-
退職給付費用	16	18
減価償却費	52	50
おおよその割合		
販売費に属する費用	60.2%	57.9%
一般管理費に属する費用	39.8	42.1

(有価証券関係)

子会社株式

前事業年度(2021年7月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度(百万円)
子会社株式	916

当事業年度(2022年7月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度(百万円)
子会社株式	955

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年7月31日)	当事業年度 (2022年7月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	6百万円	- 百万円
未払賃借料	-	17
貸倒引当金	37	1
賞与引当金	12	10
税務上の繰越欠損金	-	11
長期未払金	54	54
退職給付引当金	21	23
関係会社株式評価損	5	-
その他有価証券評価差額金	-	0
資産除去債務	21	21
その他	10	8
繰延税金資産小計	170	149
評価性引当額	77	82
繰延税金資産合計	92	66
繰延税金負債		
未収還付事業税	-	2
その他有価証券評価差額金	0	-
固定資産圧縮積立金	28	28
資産除去債務	19	18
繰延税金負債合計	47	48
繰延税金資産の純額	44	17

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年7月31日)	当事業年度 (2022年7月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会	29.8%
(調整)	計適用後の法人税等の負担	
交際費等永久に損金に算入されない項目	率との間の差異が法定実効	3.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	税率の100分の5以下であ	20.3
評価性引当額の増減額	るため注記を省略しており	2.9
住民税均等割	ます。	0.7
その他		0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率		16.4

(企業結合等関係)
 該当事項はありません。

(収益認識関係)
 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)
 (譲渡制限株式報酬制度の導入)
 当社は、2022年9月26日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2022年10月28日開催定時株主総会に付議し、決議されました。なお、詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位:百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	711	9	-	51	669	431
	構築物	7	-	-	1	6	42
	機械及び装置	21	84	-	10	96	65
	車両運搬具	3	-	-	1	1	8
	工具、器具及び備品	13	27	0	10	30	92
	土地	2,429	-	-	-	2,429	-
	計	3,186	121	0	74	3,233	639
無形 固定資産	ソフトウェア	41	5	-	15	32	-
	その他	6	7	6	0	6	-
	計	47	13	6	15	39	-

【引当金明細表】

(単位:百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金(流動資産)	125	2	125	2
貸倒引当金(固定資産)	0	0	0	0
賞与引当金	41	34	41	34
役員賞与引当金	10	-	10	-

(2)【主な資産及び負債の内容】
 連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】
 該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで						
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内						
基準日	7月31日						
剰余金の配当の基準日	毎年7月31日 毎年1月31日						
1単元の株式数	100株						
単元未満株式の買取り							
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部						
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社						
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店						
買取手数料	無料						
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.tealifeir.com/						
株主に対する特典	<ol style="list-style-type: none"> 株主優待制度の内容 7月末日現在の株主に対し、年1回「株主ご優待券」（当社商品お買上げ時利用）を次のとおり贈呈いたします。 贈呈基準（保有株式数） <table border="0"> <tr> <td>100株以上500株未満</td> <td>1,000円分</td> </tr> <tr> <td>500株以上1,000株未満</td> <td>2,000円分</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>3,000円分</td> </tr> </table> 有効期間 発行より1年間 	100株以上500株未満	1,000円分	500株以上1,000株未満	2,000円分	1,000株以上	3,000円分
100株以上500株未満	1,000円分						
500株以上1,000株未満	2,000円分						
1,000株以上	3,000円分						

（注） 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第38期）（自 2020年8月1日 至 2021年7月31日）2021年10月26日東海財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年10月26日東海財務局長に提出。

(3) 訂正有価証券報告書及び確認書

事業年度（第38期）（自 2020年8月1日 至 2021年7月31日）2021年11月19日東海財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

（第39期第1四半期）（自 2021年8月1日 至 2021年10月31日）2021年12月3日東海財務局長に提出。

（第39期第2四半期）（自 2021年11月1日 至 2022年1月31日）2022年3月4日東海財務局長に提出。

（第39期第3四半期）（自 2022年2月1日 至 2022年4月30日）2022年6月3日東海財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年10月27日

ティーライフ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 郷 右 近 隆 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 澤 達 也

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているティーライフ株式会社の2021年8月1日から2022年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ティーライフ株式会社及び連結子会社の2022年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

小売事業売上高の正確性及び期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報に注記されているとおり、会社の小売事業の売上高は5,512百万円と、連結売上高の43.2%を占めている。</p> <p>小売事業では主に健康茶、健康食品、ベビー用品やキッズ家具等を、カタログ、インターネット等を通じて個人消費者に通信販売を行っている。会社は、個人消費者へ出荷を行った時点で、販売管理システムに登録された対象商品の単価に出荷数量を乗じた金額で収益計上している。</p> <p>商品情報は販売管理システムにより管理されている。顧客からの注文を販売管理システムに登録し、受注データが生成される。受注データに基づき、出荷指示データが自動で作成され、当該データに従い出荷が行われる。出荷後、出荷報告確定入力を行うことにより出荷確定データが作成される。販売管理システム上、出荷確定データ及び受注データに基づき、自動で売上データが作成される。販売管理システム上の売上データに基づき、月次で会計伝票が手動で起票され、売上高が計上される。従って、小売事業の売上高の正確性及び期間帰属の適切性は、販売管理システムの信頼性に依存するところが大きい。</p> <p>上記のとおり、小売事業は会社の主力事業であり、連結財務諸表上、当該事業にかかる売上高は財務諸表利用者からの注目度が高いと考えられることに加え、売上高の計上プロセスの大半が自動化されている。そのため、受注データ及び売上データが販売管理システムにおいて正確かつ適切な会計期間に処理されない場合には、売上高が誤って計上される潜在的なリスクが存在する。</p> <p>以上より、当監査法人は、小売事業の売上高の正確性と期間帰属の適切性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は小売事業売上高の正確性及び期間帰属の適切性を検討するために以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>会社の小売事業の売上高の計上プロセスを理解するとともに、特に以下に関する内部統制について、IT専門家と連携して整備運用状況の評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注データから正確かつ適切な会計期間に出荷指示データを作成するIT業務処理統制 ・出荷確定データ及び受注データから正確かつ適切な会計期間に売上データを作成するIT業務処理統制 ・上記を担う販売管理システムに係るアクセス管理等のIT全般統制 <p>(2) 詳細テスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客別の販売実績データを入手し、販売実績のデータ分析を実施した。具体的には、顧客当たり売上金額について趨勢分析を行い、必要に応じて注文書・送付状の閲覧、入金の確認等、追加で詳細な検討を実施した。 ・期中に入金済みの売上高に関して、クレジットカード会社や主要ECモール等を通じた入金については全件、その他の入金については統計的サンプリングにより抽出された取引について入金証憑との突合を実施した。期末において未入金となっている売上高については、対応する売掛金残高に対して、統計的サンプリングにより抽出された取引先について確認手続を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ティーライフ株式会社の2022年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ティーライフ株式会社が2022年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2022年10月27日

ティーライフ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 郷 右 近 隆 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 澤 達 也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているティーライフ株式会社の2021年8月1日から2022年7月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ティーライフ株式会社の2022年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

小売事業売上高の正確性及び期間帰属の適切性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（小売事業売上高の正確性及び期間帰属の適切性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。